平成２７年（フ）第９８４３号
東京都中央区新川２丁目11―１―509
破産者　近藤　　昇
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８８７号
東京都板橋区舟渡３丁目17―９―102
破産者　神永　吉浩
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８９１号
東京都台東区清川２丁目17―８　ビジネスホテル会津
破産者　山下　日利
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９７４号
埼玉県富士見市関沢２丁目20―29―302
破産者　千葉さおり（旧姓渡邉・斉藤）
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００３９号
東京都練馬区西大泉６丁目５―６　ジョイパレットＡ―１
破産者　坂本とう子
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００５２号
東京都台東区上野桜木１丁目14―19
破産者　野淵　由佳（旧姓二宮）
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００５８号
東京都足立区伊興４丁目11―６―204
破産者　桑島　勇人
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００５９号
東京都新宿区上落合３丁目27―14―102
破産者　古川　厳人
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００８８号
神奈川県川崎市多摩区宿河原６丁目20―９―201
破産者　竹内友里香
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００９２号
東京都北区神谷３丁目14―２―103
破産者　堀内　和行
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１４８号
埼玉県草加市八幡町1141―２―102
破産者　江添元百紀
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１６０号
埼玉県草加市瀬崎町772―２、住民票上の住所東京都府中市多磨町２丁目36―１―303
破産者　森田　　剛
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０号
千葉県野田市次木21番地（ロイヤルガーデンなみきＣ―101）
破産者　金子比佐子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３５９号
千葉県流山市大字西平井556番地の１　エルフォメモリアル304
破産者　小尾なをみ
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１４２号
千葉県旭市西足洗527番地４　ヒバリＡ棟１号
破産者　植松　正明
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第７８９２号
神奈川県秦野市菖蒲1104―１
破産者　府川　昌史
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５２６号
東京都中野区中央２丁目30番９号―132号室
破産者　エイザック株式会社
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷670番地１
破産者　有限会社ジョイ・パック・システム
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７４８号
東京都三鷹市中原４丁目22―15
破産者　内田　　誠
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７号
長野県飯田市山本6724番地108
破産者　株式会社アイエム
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５３９７号
大阪市平野区平野東２丁目４番２号
破産者　株式会社フジモト
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６６号
大阪市淀川区西中島４丁目12番15号
破産者　有限会社ヴォイス
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３２５号
大阪府守口市梶町１丁目55番８号
破産者　株式会社メディカルダイネット
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部